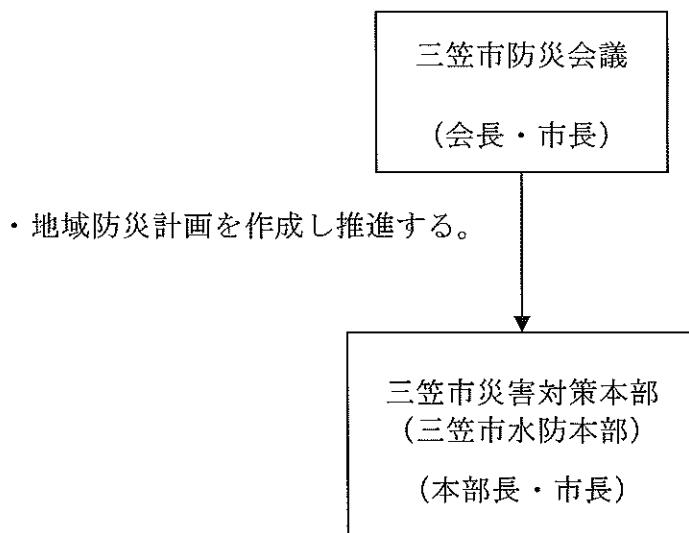


第3章 防災組織

災害の予防、応急対策等防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及び運営について定めるものとする。

なお、防災行政を円滑に運営するための組織として、基本法に基づく市防災会議が設置されており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の種類及び規模等に応じて、それぞれ三笠市災害対策本部並びに三笠市水防本部を設置して応急対策活動を実施する。

防災体制図

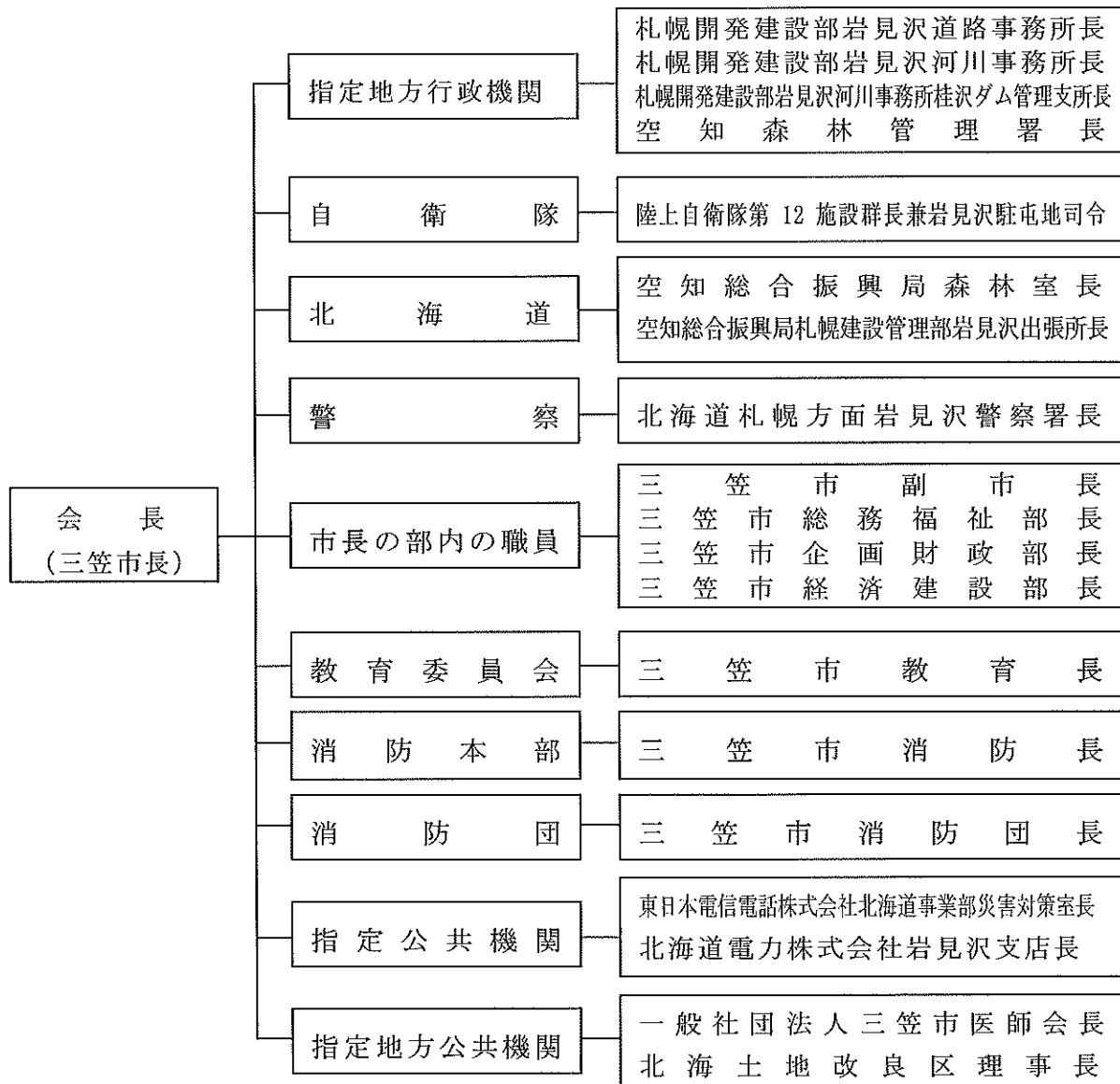


(注) 災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に包括される。

第1節 三笠市防災会議

市防災会議は市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく三笠市防災会議条例（昭和38年条例第3号）第3条に定める者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集等を任務とする。

1 防災会議の組織（別表編1）



2 運営

三笠市防災会議条例及び別に定める三笠市防災会議条例施行規則（平成14年規則第75号）による。（資料編2 三笠市防災会議条例・資料編3 三笠市防災会議条例施行規則）

第2節 三笠市災害対策本部

本部は、基本法及び三笠市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）、三笠市災害対策本部規程（平成6年訓令第24号）に基づいて災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市防災会議と連携のもとに災害予防、応急対策を実施する。

（資料編4 三笠市災害対策本部条例・資料編5 三笠市災害対策本部規程）

1 組織

本部に、本部員会議及び部・班を置き、その構成及び部長（副部長）、班長（副班長）に当たられる職員は（別表編2）のとおりとする。

- (1) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 各部に本部連絡員を置き、これに当たる職員は（別表編3）のとおりとする。

なお、各部長は、部内の所掌事務を処理するため、あらかじめ代理者を定めておくものとする。

2 設置基準等

(1) 設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第1項の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、若しくは本市に影響がある大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発令され、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、（別表編4）に定める基準の一つに該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

(2) 設置場所

本部は、市役所福祉事務所2階とする。ただし、本部として予定する箇所が建物損壊等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合、消防本部庁舎に本部を移設するものとする。

(3) 通知

本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送及び電話等で周知するとともに、防災関係機関、空知総合振興局及び報道機関並びに一般市民に、それぞれ迅速な方法をもって周知する。この場合、庁舎正面玄関に別に定める本部の表示板を掲げる。（別表編5）

(4) 廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

なお、本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

3 運営

(1) 本部員会議

- ア 本部員会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。
- (ア) 災害情報及び被害状況の総合的分析と、これに伴う災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 自衛隊の災害派遣要請の依頼、関係機関に対する応援の要請及び救助法適用要請に関すること。
- (ウ) 職員の配備体制の変更及び解除に関すること。
- (エ) その他本部長が必要と認める事項。
- イ 本部員会議の開催は、次による。
- (ア) 本部員会議は、本部長が必要により招集する。
- (イ) 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

(2) 任務分担

各部・班の共通及び本部連絡員の任務分担は（別表編6）のとおりとする。

(3) 所掌事務

各部・班の所掌事務は（別表編7）のとおりとする。

(4) 標識等

ア 本部長以下、災害時において非常活動に従事するときは、別に定める腕章及び保安帽を帶用する。（別表編5）

イ 災害時において使用する車両は、別に定める車標を表示する。（別表編5）

4 現地災害対策本部

- (1) 本部長は、局地的な大規模災害が発生し、又は被災現地の状況把握及び応急対策上必要があるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- この場合、別に定める現地本部の表示板を掲げる。（別表編5）
- (2) 現地本部の本部長及び職員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- (3) 現地本部は、現地の災害情報等を逐次取りまとめ、本部（総務対策部）に報告するとともに、関係機関の現地責任者との連携を密にして応急対策に当たるものとする。

5 本部を設置しない場合の準用

- (1) 市長は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議する必要があると認められるときは、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (2) 前項の規定により連絡会議が設置された場合は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施するものとする。
- (3) 連絡会議の構成は、各部長及び災害対策に係る担当職員とする。
- (4) 連絡会議は、災害発生の危険が解消したとき、又は本部が設置されたときは解散する。

第3節 本部の配備体制

本部長は、本部を設置した場合、次の配備基準により本部の配備体制を決定し、各部長に通知する。なお、本部設置前であっても、市長が認めたときは必要な配備体制をとることができる。

1 配備体制基準

種別	配備時期	担当部・班
第1非常配備 (準備体制)	1 気象業務法に基づく情報又は警報が発表されたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は災害が発生した場合に速やかに対処するため、総務対策部総括班・総務班他必要に応じ各対策部の協力によりあたるもので、状況の推移により速やかに第2配備に移行できる体制とする。
第2非常配備 (警戒体制)	1 気象業務法に基づく警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度5弱の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関する各対策部の所要人員をもってあたるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。 また、状況の推移により速やかに第3配備に移行できる体制とする。
第3非常配備 (出動体制)	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度5強以上の地震が発生したとき。 3 重大な災害が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	本部全員をもってあたるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

備考 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

2 配備体制の変更及び配備の方法

- (1) 本部長は、災害状況の推移により必要があると認めるときは本部員会議の意見を聞いて配備体制の規模を変更する。
- (2) 各部長は、配備体制の規模に応じ所属職員の動員計画を作成の上、「配備編成計画表（様式編第1号様式）」を本部長に提出するとともに、第6章第2節「動員計画」により時間外における連絡方法を定めておき所属職員に周知徹底するものとする。

第4節 住民組織等への協力要請

災害時においては、本部及び関係機関の職員で対応するが、基本法第7条第2項の趣旨にのっとり、災害の実態等を考慮しながら本部長は、各住民組織に対し協力を求めるものとする。

1 災害情報の収集及び周知のための協力

災害の早期発見と的確な状況把握及び周知伝達のため、各地区に「地区情報連絡責任者」を定め協力を求めるものとする。

「地区情報連絡責任者」は、各地区における町内会長等をもって当てる。

2 防災活動に対する協力

本部及び関係機関等の職員のほかに応援体制が必要となった場合は、次の団体等に協力を求めるものとする。

団体名	連絡先
三笠市日赤奉仕団	福祉事務所
三笠市青年協議会	教育委員会
三笠市婦人団体連絡協議会	教育委員会
三笠市連合町内会連絡協議会	市民生活課

3 協力要請事項

各住民組織に対し協力を求める事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害状況、被害状況の調査及び報告
- (2) 飲料水、生活必需品等の供給及び救援物資の配分
- (3) 被災地区の防疫及び清掃の奉仕
- (4) 危険箇所の監視、警戒及び災害応急処置
- (5) 警報の周知及び避難誘導
- (6) 人命、家畜及び財産の救助搬出
- (7) 避難所における介護及び炊き出し
- (8) その他救助活動に必要で本部長が協力を求めた事項

4 住民組織に対する伝達

電話その他最も有効な方法により周知徹底するものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

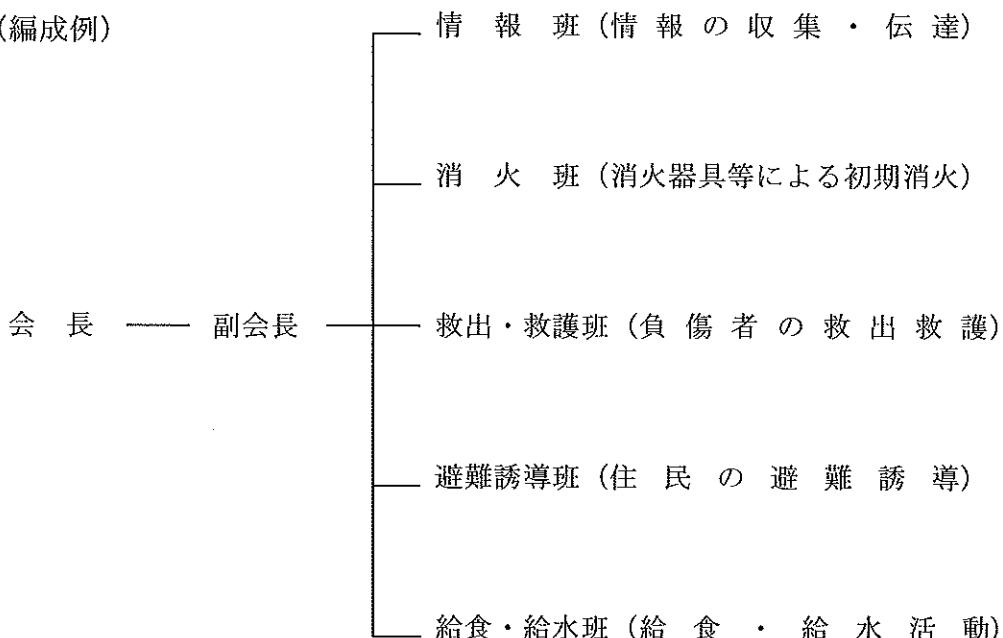
2 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に發揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(編成例)



3 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災組織の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためにには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられるため、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようとする。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようとする。

ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようとする。

エ 避難の実施

市長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する避難行動要支援者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 防災ボランティアとの連携

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携は、この計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力（市民対策部救護班）

市及び防災関係機関は、奉仕団及び各種ボランティア団体等からの協力申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

市及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との会話等の技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3 ボランティア団体等の活動内容

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート